

令和5年度幼児教育アドバイザー派遣事業実施要項

1 趣 旨

幼児教育アドバイザーを府内の幼稚園、保育所及び認定こども園や各種研修会等に派遣し、教育・保育内容等についての助言や講師業務等を行うことにより幼児教育の質の向上を図る。

2 派遣対象

(1) 保育参観等による助言等

公私立幼稚園・保育所・認定こども園（京都市立を除く。）

(2) 研修会等における講師業務、助言等

ア 市町（組合）教育委員会又は市町村首長部局幼児教育所管課が主催する研修会
イ 幼児教育・保育関係及び小中学校教育関係団体が主催する研修会（各ブロック単位等での研修会を含む。）

3 派遣する幼児教育アドバイザー

(1) 原則として国公立幼稚園の園長、副園長及び公私立保育所及び認定こども園の園長経験者である幼児教育アドバイザーの中から京都府幼児教育センター（以下「センター」という。）が決定する。

(2) (1)に該当する幼児教育アドバイザー（ジェネラルアドバイザー）の他に、特定の専門分野に係る幼児教育アドバイザー（スペシャルアドバイザー）の派遣を依頼する場合は、依頼者が（別表）「特定の専門分野に係る幼児教育アドバイザー一覧」から希望者等を選択するものとする。

※(1)(2)に該当する幼児教育アドバイザーに関する資料については、別に通知する。

4 内 容

(1) 保育参観等による助言等

ア 各幼児教育施設を訪問し保育参観のうえ、教育・保育内容や指導の方法について助言等を行う。

イ 園内研修の計画、実施方法等についての助言等を行う。

(2) 研修会等における講師業務、助言等

ア 教育・保育内容等に係る講演、演習及び助言等を行う。

イ 小学校教育への接続についての講演、助言等を行う。

(3) 派遣回数

ア 上記3の(1)に該当するアドバイザーについては、年間3回まで派遣可能とするが派遣依頼状況により対応できない場合がある。

イ 上記3の(2)に該当するアドバイザーについては、別に通知する資料から年間合計3回まで派遣可能とする。

(4) 派遣後の電話によるフォローアップ

上記3の(1)に該当するアドバイザーについては、（別添）「令和5年度幼児教育アドバイザー派遣後の電話によるフォローアップについて」のとおり実施する。

5 派遣期間等

原則として、令和5年5月から令和6年2月末日までの平日（月曜日から金曜日まで）午前9時から午後5時までの間とする。

6 派遣手続き

- (1) 派遣を希望する場合は、原則として派遣を希望する日の2か月前までに、「幼児教育アドバイザー派遣依頼書」（別紙1-1）又は（別紙1-2）を京都府教育庁指導部学校教育課（以下「学校教育課」という。）に提出する。
- (2) 学校教育課は、派遣依頼書に基づき、派遣日及び幼児教育アドバイザーを決定し、派遣日の1か月前までに依頼者へ連絡する。
- (3) 派遣を受けた者は、事業実施後10日以内に、（別紙2）「幼児教育アドバイザー派遣報告書」を学校教育課に提出する。
- (4) 上記(1)(3)について、公立幼稚園・保育所・認定こども園においては、市町（組合）教育委員会又は市町村幼児教育担当部局を通して提出する。私立幼稚園・保育所・認定こども園においては、直接学校教育課に提出する。

7 その他

- (1) アドバイザーの派遣については、学校教育課の予算や日程の都合等により派遣希望に添えない場合があることに留意すること。
- (2) センター担当職員等が同行する場合がある。

(別添)

アドバイザー派遣事業実施要項4(4)関係

令和5年度幼児教育アドバイザー派遣後の電話によるフォローアップについて

1 趣 旨

幼児教育アドバイザー派遣訪問後の保育について、電話を活用し、アドバイザーがその後の様子をうかがったり、アドバイザー派遣訪問後の公私立幼稚園・保育所・認定こども園（京都市立を除く。以下、「園・所」という）がその後の新たな疑問や悩みなどを相談したりするなど、教育・保育に対する考えを深め、保育実践に生かし、幼児教育の質の向上を図る。

2 対象者

園・所の職員及び園・所を所管する教育委員会又は首長部局の幼児教育担当職員

3 内 容

(1) 幼児教育アドバイザーが電話をかける場合

- ア 指導・助言の内容に関するフォロー
- イ 保育内容全般での振り返り 等

(2) 園・所が電話をかける場合

- ア 派遣訪問後の園・所の様子からさらに聞きたいことや、考えを深めたいことに係る問い合わせ
- イ その他、保育内容全般に係る問い合わせ

4 日 時

- ・月曜日から金曜日までの平日（祝日及び年末年始の休日を除く。）
- ・午前9時から同11時30分まで、午後1時から同4時30分まで

5 その他

- ・アドバイザーより園・所への電話、園・所よりアドバイザーへの電話のいずれについても、相手が不在などの場合や即答できない場合は、後日連絡を取ることとする。
- ・園・所の職員が電話をかける場合は、所属長にその旨を伝えておくこととする。